

組合加入要件について

加入資格には、正組合員(農業者)・准組合員(農業者以外)の2種類があります。

組合加入手続きについて

1. 加入申込書の提出
↓
2. 当JAによる審査・承認
↓
3. 出資金の払込
↓
4. 組合加入承認書 兼 出資証明書の発行

※出資金の払込みをもって、組合員となります。

※出資証券は発行されません。

※出資証明書を紛失されても、必ず再発行手続きを行う必要はありません。

組合加入に際して必要な書類等について

1. 加入申込書の提出
2. 要件確認のための書類（農業委員会の経営状況証明書、確定申告書、固定資産台帳など）
3. ご本人を確認できる公的確認書類(運転免許証など)
4. 出資金(1口 10,000円)
出資金の目安額は、正組合員(農業者)1,000万円(1000口)まで、
准組合員(農業者以外)1,000万円(1000口)までとなります。

※状況に応じて、上記以外にも書類等をご提出いただく場合がございますので、予めご了承ください。

※法人の場合は定款と履歴事項全部証明書の提出が必要となります。

出資金について

出資金は、長期的・安定的な事業運営を行うため、あるいは、皆様にご利用いただく各施設等の充実に利用させていただきます。出資金は、貯金・入会金・会費・寄付金などではありません。

配当金について

- ・前年度12月末の出資金に対しての配当は、毎年3月末の総代会で確定し、申込書に記入された本人名義口座に振り込まれます。同時に配当案内はメール又は、はがきをご自宅へ郵送します。
- ・前年度12月末および総代会開催日時点に組合員であることが配当の条件です。
- ・年度途中の加入の場合、初年度の配当金は日割りになります。
- ・業績によっては配当金が発生しない場合もあります。

ご注意ください

- 出資金は貯金保護対象外です。万一JAが破綻した場合には、出資金を全額返金できない場合もあります。
- 貯金ではありませんので、脱退(組合員をやめる)申し込みをされても出資金の即日返金はありません。原則、脱退理由を問わず事業年度末日(12月31日)に、出資金を返金します。年度末から数えて60日に満たない場合(11月以降の脱退)は、翌年度末の返金扱いとなります。
- ご本人様(組合員)がお亡くなりになった場合、相続手続きが必要です。
- 原則、出資加入後の出資金額の減口は承っておりません。
- 農産物の出荷を行うには部会に入会する必要があります。

生産者とJOACの関係

生産者は『作る』JOACは『売る・守る』

部会の設置と役割

栽培方法

- 農薬の使用基準:** サンキストが定めた厳しい基準に基づき、農薬の種類や散布回数、収穫前日数などが厳密に管理されています。これは、消費者の安全を守るための重要なポイントです。
- 施肥管理:** 土壌の状態に合わせて適切な量の肥料を与え、果物の品質を高めます。過剰な施肥は環境にも良くないので、慎重に管理されています。
- 水管理:** 木が健康に育ち、美味しい果実をつけるために、適切な時期に適切な量の水を与えます。
- 剪定:** 木の形を整え、日当たりや風通しを良くすることで、果実の成熟を促進し、病虫害の発生を防ぎます。
- 収穫時期:** 果実が最も美味しくなる最高のタイミングで収穫されます。これは、専門家の目で厳しく判断されるんですよ。

品質管理

- 等級基準:** サイズ、色、形、傷の有無など、サンキスト独自の厳しい品質基準をクリアした果物だけが出荷されます。
- 選果:** 収穫された果物は、選果場で一つ一つ丁寧にチェックされ、基準を満たさないものは取り除かれます。
- 梱包:** 果物が傷つかないように、丁寧に梱包され、品質を保ったまま消費者のもとへ届けられます。